

2024年度
一橋大学国際・公共政策大学院
専門職学位課程
秋季一般選考 第2次試験(小論文)問題

[公共法政プログラム]

受験番号 _____

問題 I	憲法	-----	1
問題 II	行政法	-----	2
問題 III	行政学	-----	3
問題 IV	公共政策	-----	4~5

(注意事項)

注意事項は、裏表紙に記載してあるので、この問題冊子を裏返して必ず読んでください。

問題 I 憲 法

次の2問とも解答しなさい。(問題の番号を冒頭に明記し、解答用紙は1問につき1枚使用すること。)

問 1

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるかどうかについて、関連する最高裁判所の判決を踏まえて論じなさい。

問 2

政教分離規定の適合性に関する判断基準について、関連する最高裁判所の判決を踏まえて論じなさい。

(参考条文)

日本国憲法

第 20 条

第 1 項 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第 3 項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 89 条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

問題Ⅱ 行政法

次の2問とも解答しなさい。(問題の番号を冒頭に明記し、解答用紙は1問につき1枚使用すること。)

問1

行政の行為形式の一つとしての「行政計画」は、行政法関係においてどのような役割を果たすか。行政計画の具体例を挙げながら、わかりやすく説明しなさい。

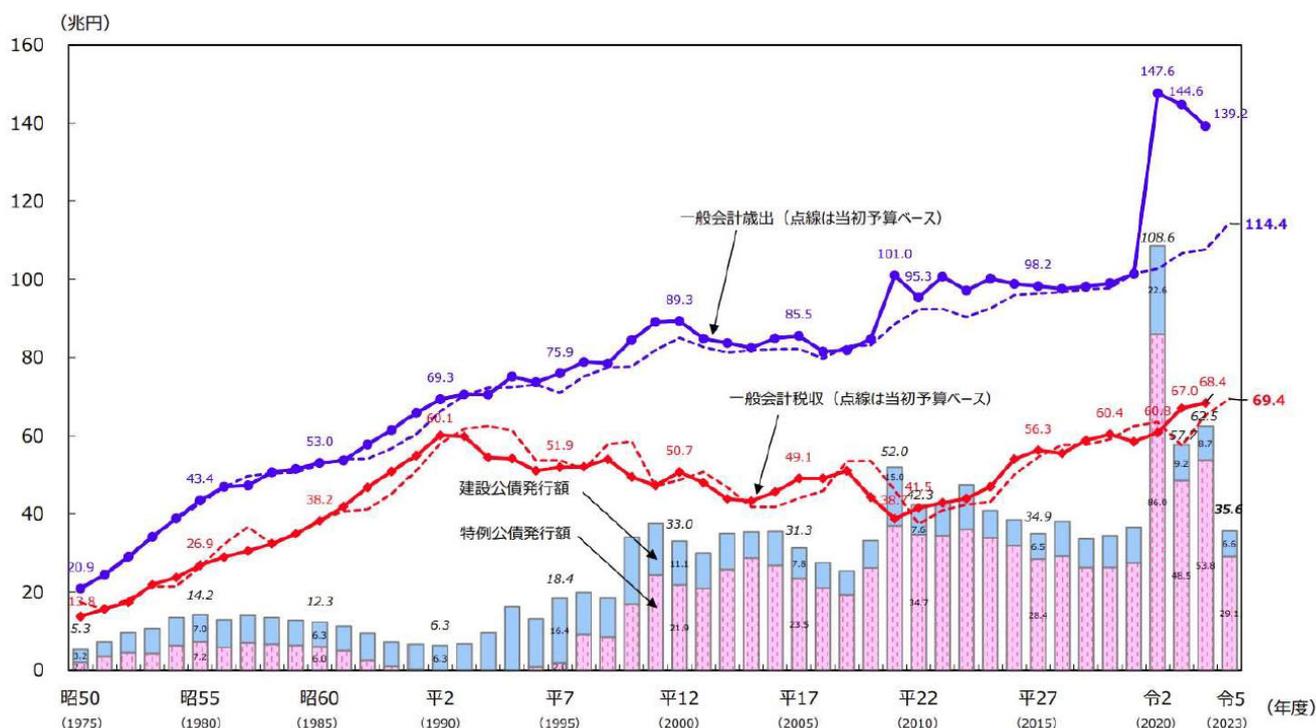
問2

行政事件訴訟法に定められる取消訴訟(行政事件訴訟法3条2項)の訴訟要件(主観的訴訟要件)の必要性とは何か。①訴訟要件(客観的訴訟要件と主観的訴訟要件)にはどのようなものがあるかを列挙した上で、②主観的訴訟要件をめぐる行政法学上どのような議論が存在しているかを整理して、①②を前提として、③主観的訴訟要件の必要性について分析しなさい。論述に際して参照すべき最高裁判決がある場合には言及しておくこと。

問題Ⅲ 行政学

次の図は、国の一般会計税収・歳出総額および公債発行額に関して、1975年から2023年までの推移を示したものである。これに基づいて、第一次石油ショック以後の日本における政府活動の変遷について、時代を区分して整理し、その特徴を記述し、最後にこれからの政府活動のあり方を、具体的に論じなさい。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



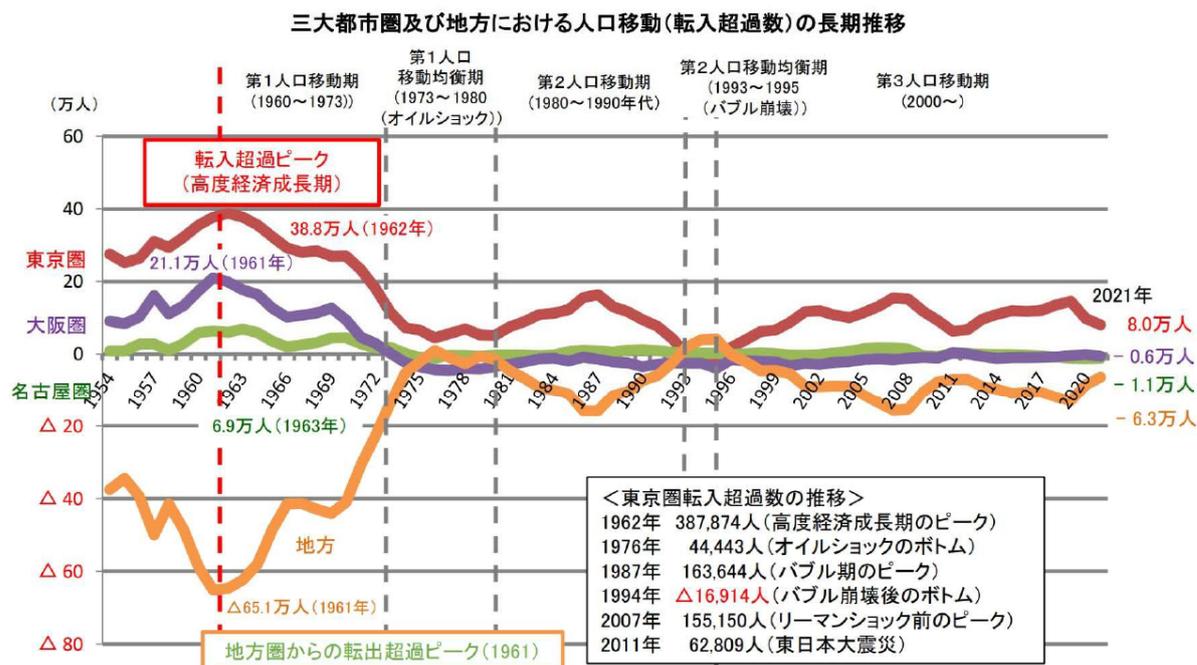
(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は予算による。点線は令和4年度までは当初予算、令和5年度は予算による。
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を稼いでいる。
 (注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入れ3.4兆円が含まれている。

財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/003.pdf) より抜粋

問題IV 公共政策

次の資料から、人口の東京一極集中が継続してきた要因を分析し、今後も東京一極集中が継続することの是非について、根拠を示して論じなさい。

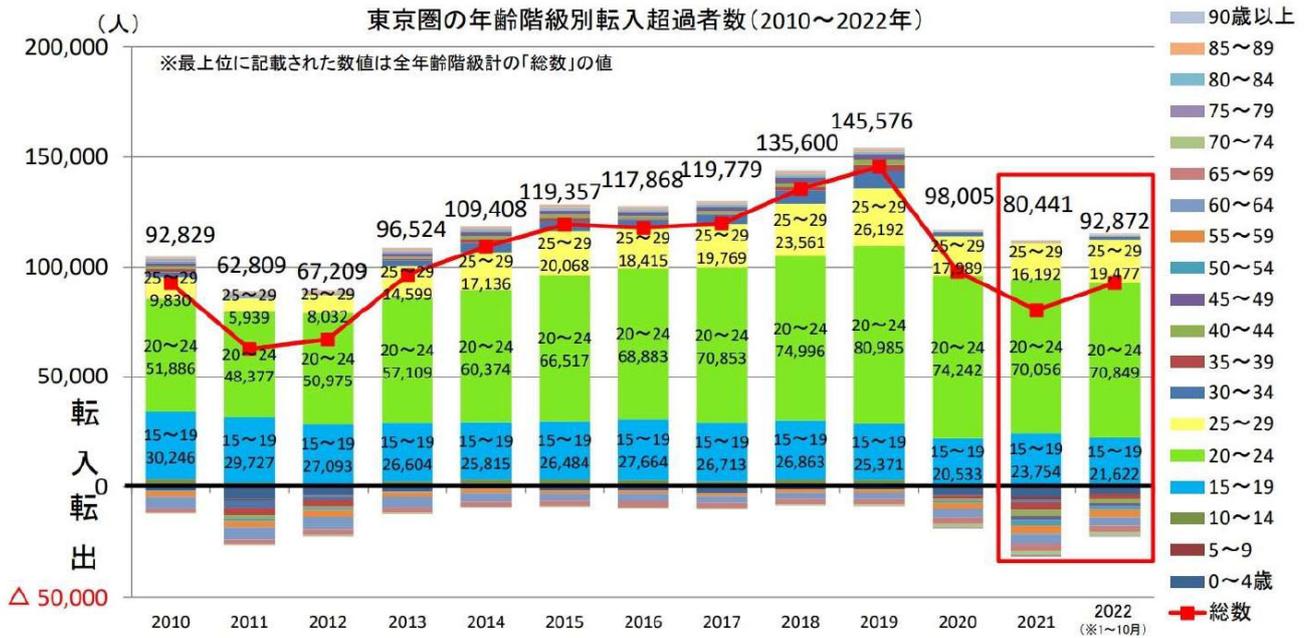
資料1



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者)により作成。
東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県　名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県　大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏　地方：三大都市圏以外の地域。

内閣府ウェブサイト (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221226_sankou.pdf) より抜粋

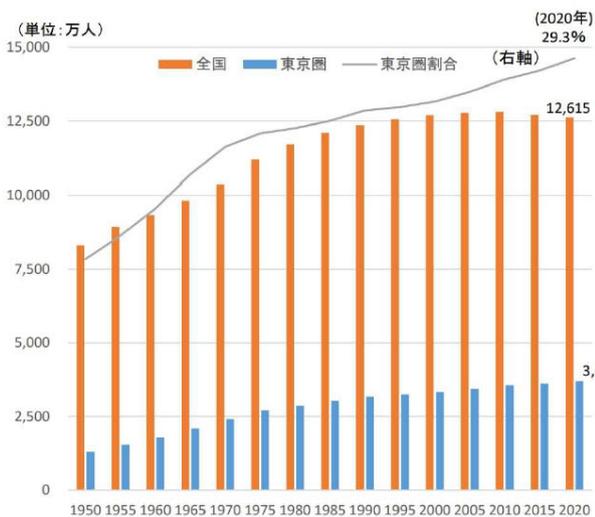
資料 2



内閣府ウェブサイト (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221226_sankou.pdf) より抜粋

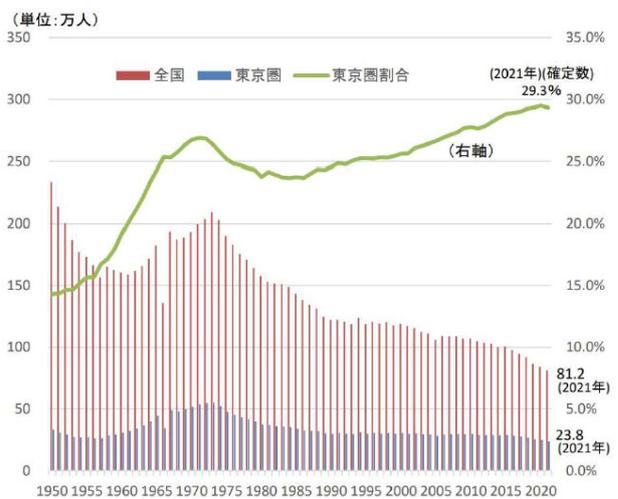
資料 3

全国の人口に占める東京圏の割合



資料：総務省「国勢調査」により作成。
東京圏は、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県の一都三県。

全国の出生数に占める東京圏の割合



資料：厚生労働省「人口動態統計」により作成。
東京圏は、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県の一都三県。

内閣府ウェブサイト (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221226_sankou.pdf) より抜粋

注意事項

- (1) 問題 I から問題 IV の中から、1つの問題を選択し解答してください。
- (2) 解答用紙の記入については、別紙「解答用紙記入上の注意」をよく読んでください。
- (3) 問題冊子、解答用紙及び下書用紙には、受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (4) 問題冊子、解答用紙、下書用紙及び「解答用紙記入上の注意」は、試験室から持ち出さないでください。
- (5) 受験票は机の上においてください。
- (6) 受験票と筆記用具、時計以外のものは机の上に出さないでください。
- (7) スマートフォン、携帯電話、タブレット等の電子機器の電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (8) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (9) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (10) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。